# 第1 請求の内容

- 1 請求人 春日井市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
- 2 請求書の提出 令和4年5月18日

#### 3 請求の内容

本件請求の要旨は、請求書及び事実証明書の内容から次のとおりであると解した。なお、請求書の原文は、末尾に掲載した。

- (1) 請求の趣旨
  - ア 〇〇市長(以下、「前市長」という。)は令和2年度のA区役員に立候補してA区役員となり、A公民館新築事業について春日井市コミュニティ集会施設整備事業費補助金(以下、「整備補助金」という。)制度を利用し、A区長から春日井市長宛の令和2年8月31日付け事業概要書(以下、「事業概要書」という。)及びA区長から春日井市長宛の令和3年4月15日付け補助金交付申請書(以下、「交付申請書」という。)を提出し、受理された。
  - イ 令和4年1月、A公民館が完成し、整備補助金申請額 1,500 万円が 市からA区に支払われた(以下、「本件補助金支出」という。)。
  - ウ A公民館の新築に関して、整備補助金 1,500 万円を申請する為には 添付書類として、(1) A区規約、(2) A区の役員名簿(最新のもの)、(3) A区の活動計画書、(4)から(15)は省略、(16)その他市長が必要と認め る書類、となっている。
  - エ 現在、A区では会則・規約は一切ない。前市長も令和3年12月10日 付文書において、A区の規約に関することについて「承知しておりませ ん」と回答している。また、整備補助金の所管課職員によれば、A区規 約がなければ整備補助金の申請は出来ないと言われた。
  - オ 事業概要書及び交付申請書に添付されたA区規約は同じものだ。この偽造されたA区規約には、設定年・月・日、事務所の住所、郵便番号、電話、区費金額の明示がなく、また、第2章第5条において区民の範囲を規定しているが、令和3年度の役員には規定外の町に在住する者がいる。このA区規約が規約と言えるか。
  - カ 事業概要書及び交付申請書は、市民生活部長以下全担当者の認印が あり、市が受理したゆえ公文書である。規約がないA区からの事業概要

書及び交付申請書を認めたのが前市長である。

キ この事件は、前市長が令和2年度A区役員となり、令和3年度の交付申請書を受理した。この行為は前市長の背任行為です。その為、市は前市長の退職金で1,500万円を弁償金として返済させてください。また、背任事件ならば裁判所へ届出判断が必要と思われます。

### (2) 措置要求

前市長が退職金で 1,500 万円を弁償すること、また、前市長の背任事件ならば裁判所へ届出の判断をすることを請求する。

# 第2 要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下、「法」という。) 第242条に規定する要件を備えているものと認め、監査を実施した。

### 第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人から追加の証拠の提出はなく、また、陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取は行わなかった。

#### 2 監査対象事項

A公民館の新築にあたり、本件補助金支出が違法・不当な公金の支出と認められるか否か、また、本件補助金支出が前市長の背任行為であるか否かを 監査対象とした。

なお、請求人は、前市長の背任事件ならば裁判所へ届出の判断をすることを求めているが、裁判所へ届出の判断については法第 242 条に規定する財務会計上の行為に当たらず、また、請求人が求めることのできる措置に該当しないことから、監査の対象とはならない。

#### 3 監査対象部局調査

本件請求に係る事務を執行した、市民生活部の職員(市民生活部長、市民活動推進課長等)に対して説明を求め調査を行った。

### 第4 監査の結果

1 確認した事実

市民生活部への調査及び関係資料により、次のとおり確認した。

(1) 区・町内会・自治会(以下、「町内会等」という。) について

- ア 市は、町内会等に対し、毎年3月に代表者を確認するため、「区・町内会・自治会調査書(以下、「調査書」という。)」の提出を依頼している。調査書の提出時に各町内会等の規約や会則の添付は求めていないが、調査書に記載された役員の情報や4月1日時点の加入世帯数、集会施設(公民館、集会所)の新築予定などについての情報をもとに、各町内会等の存在を確認している。
- イ A区は、市内にある町内会等の1つであり、市は、令和2年3月に令和2年度の調査書を受理していた。当該調査書には令和3年度中に集会施設の新築予定がある旨の記載があった。なお、A区は、令和4年6月9日現在、法第260条の2に規定する市長の認可を受けた地縁による団体(以下、「認可地縁団体」という。)とはなっていない。
- (2) 町内会等が定める規約について
  - ア 市は、町内会等の運営については、会員相互の理解が得られ、民主的 に行われる必要があるとの考えから、町内会運営や活動を行う上での 手引きとして「区・町内会・自治会のしおり」を年1回発行し、住民総 意による規約(会則)を作成することを推奨し、見本例を記載している。
  - イ 市は、町内会等から当該団体の規約について相談がある場合は、助言は行うが、認可地縁団体ではない町内会等が自主的に定めた規約に対して内容を審査することはない。
- (3) 春日井市コミュニティ集会施設整備事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)について
  - ア 交付要綱は、町内会等がコミュニティ集会施設(以下、「集会施設」という。)の新築、改築、増築又は修繕を行う場合に、その費用の一部を補助することにより地域住民のコミュニティ推進や地域の福祉活動の振興を図ることを目的として昭和50年4月1日に施行されたものである。
  - イ 交付要綱第2条に規定する、区、町内会、自治会、学区その他一定の 地域とそこに居住する住民を基盤としてその意思統一がある団体であ ること(専ら政治、宗教、営利を目的とする団体を除く。)を確認する ため、また、集会施設が健全なコミュニティ活動の用に供する必要があ ることから当該団体が規約等を定め民主的な運営を行っている団体で あることを確認するため、交付要綱第7条に規定する事業概要書の提 出及び同第8条に規定する補助金の交付申請において規約を添付書類 としている。
- (4) A公民館新築工事事業(以下、「当該事業」という。)に係る経緯について

- ア 市は、令和2年3月、A区から提出された令和2年度調査書により、 A区が令和3年度中に当該事業を実施予定である旨の連絡を受け、同 年6月18日に交付要綱第7条に規定する事業概要書の提出に係る案内 を送付した。
- イ A区は事業概要書を市へ提出し、市は令和2年8月31日に受理した。 事業概要書によると、A区は令和元年度通常総会にて当該事業の推進 を決議しており、また、新築建設準備委員会にて複数回、当該事業につ いて検討を実施していた。
- ウ 市は、事業概要書の内容を審査し、令和3年3月26日に整備補助金 の補助金交付申請に係る手続き案内等をA区へ送付した。
- エ A区は交付申請書を市へ提出し、市は令和3年4月15日に受理した。 交付申請書に添付されたR2年度A区定例総会議事録(R3.3.28記)(以 下、「議事録」という。)によると、A区は令和2年度定例総会において A公民館新築準備委員会から当該事業に係る報告を受け公民館建設に 関し区会役員に諮ったところ、全員の賛成で新公民館の建設計画が承 認されていた。なお、交付申請書は区長をはじめ区の役員等の複数人 により市へ持参されていた。
- オ 市は、交付申請書の内容を審査し、交付要件に該当するものと判断したため、令和3年5月6日に交付決定を行い、同日、交付決定通知書において補助金額1,500万円をA区へ通知した。
- カ A区は令和3年11月25日付け補助事業実績報告書(以下、「実績報告書」という。)を市へ提出し、市は同年11月25日に受理した。実績報告書及び添付された工事請負契約書の写しによると、A区は令和3年5月7日付けでA公民館の新築工事に係る契約を締結しており、同年11月8日に当該事業が完了していた。
- キ 市は、実績報告書の内容を審査し、令和3年12月3日に完了認定検査を実施し、交付決定の内容等に適合すると認めたため、同年12月9日に補助金額1,500万円を確定し、同日、交付確定通知書において補助金額をA区へ通知した。
- ク A区は補助金額 1,500 万円の請求書を市へ提出し、市は令和 3 年 12 月 28 日に全額をA区長名義の口座へ振り込み、翌年 1 月にA区からA 公民館の新築工事に係る残金の領収書の写しの提出を受けた。

### 2 判断

確認した事実等に基づき、本件請求である、事業概要書及び交付申請書に 添付されたA区規約が不存在あるいは偽造されたものであることを前提に、 前市長が本件補助金支出を行ったことが違法・不当であるという主張に対して、また、本件補助金支出が前市長の背任行為であるという主張に対して、次のとおり判断する。

### (1) A区規約について

市が策定した春日井市市民活動促進基本指針(平成24年11月)によると、市民が自らの意思と責任に基づき、自主的・自立的・自発的に行う活動を市民活動とし、その活動は、地域社会に貢献する活動、継続的に行う活動、営利を目的としない活動、宗教・政治活動を目的としない活動のいずれにも該当する活動としている。町内会等は市民活動を行う団体のうち地縁型団体として分類されており、市は、市内に500以上ある町内会等について、毎年3月に代表者を確認するため調査書の提出を依頼し、役員の情報や加入世帯数などの情報をもとにその存在を確認している。 A区についても同様の確認を行っていることから、 A 区は市内にある町内会等のうちの1つであると認められる。

法第 260 条の 2 には、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が市長の認可を受けることで法人格を取得することができる認可地縁団体の定めがあり、同条第3項には認可地縁団体が定める規約に掲げるべき事項が規定されているが、A区については、地縁に基づいて形成された団体であるとはいえるものの、「第4監査の結果 1確認した事実」(以下、「1確認した事実」という。)(1)イによると認可地縁団体ではないため、法の適用は受けない。請求人は、事業概要書及び交付申請書に添付されたA区規約は偽造されたものであり、設定年・月・日、事務所の住所、郵便番号、電話、区費金額の明示がないなど規約とはいえないと主張しているが、「1確認した事実」(4)エによると、交付申請書はA区長をはじめとする役員等複数人によって区長名で市へ提出されていることから、市が、交付申請書に添付されたA区規約が偽造されたものであると疑う余地は乏しいといえ、前述のとおりA区は法の適用を受けないことから、請求人が主張する事項の

また、請求人は、A区では会則・規約は一切ないと主張しており、事実証明書として令和3年12月10日付前市長からの文書「1、A区の規約に関することについて『承知しておりません。』」を提出しており、これは、令和2年度にA区役員であった前市長がA区に規約が存在しないことを承知していたことを示すものと思われるが、当該文書は、同じく事実証明書として提出された令和3年9月30日付第63843号「お願いの件」内容証明から、「質問1、開示書面1(春日井市へ提出されたA区の集会施設、

明示がないこと等をもってA区規約が規約ではないとまではいえない。

整備事業費、補助金、申請書一式)のなかに春日井市A区規約がありますが、この規約はいつ、総会で、設定されましたか。」との問いに対する回答であることが確認できることから、当該文書は前市長がA区に規約が存在しないことを承知していた内容ではないため、請求人が主張するA区規約の不存在を証しているとはいえない。

### (2) 本件補助金支出について

「1確認した事実」(4)イによると、A区は当該事業に係る整備補助金の交付申請に先立ち、事業概要書を市に提出している。この行為は、交付要綱第7条に基づくものであり、事業概要書に添付された書類(春日井市A区規約、令和2年度A区会役員名簿、令和1年度A区収支決算書、令和2年度A区収支予算書、令和2年度A区事業計画書、集会施設利用実績書、事業費計画書、A公民館新築工事見積書の写し等)に不足は認められなかった。

当該事業の内容については、事業概要書及び添付書類により、A区が交付要綱に規定する整備補助金の対象となる事業を行う者(以下、「補助対象事業者」という。)であるか、整備されるA公民館が学習、休養、集会等健全なコミュニティ活動の用に供し、その使用が特定の者に限定されず、広く地域住民が使用可能であるか、当該事業に係る経費が補助事業の対象となる経費であるか等の確認がなされていた。翌年3月26日にA区へ整備補助金の交付申請に係る手続き案内等が送付されていることから、市が当該事業が交付要綱に規定する内容に適合していると判断したことが確認でき、その判断に違法・不当といえるものは見受けられなかった。

その後の交付申請書の受理から補助金額の確定及び交付に係る一連の事務及び判断は、交付要綱を始め春日井市補助金等に関する規則(昭和54年規則第4号)や春日井市会計規則(平成9年規則第11号)等関係する規程にのっとり行われたものであり、違法・不当といえるものは見受けられず、本件補助金支出は、適正な予算の執行であると認められる。

「1確認した事実」(2)イ及び(3)イによると、市は認可地縁団体ではない町内会等が自主的に定めた規約に対して内容を審査することはないものの、整備補助金の利用を希望する団体に対しては、区、町内会、自治会、学区その他一定の地域とそこに居住する住民を基盤としてその意思統一がある団体であること(専ら政治、宗教、営利を目的とする団体を除く。)の確認及び民主的な運営を行っている団体であることの確認のため、規約の提出を求めている。

しかし、仮に添付書類としてのA区規約が不足していたとしても、事

業概要書や議事録から当該事業が区の総意によるものであることが確認でき、A区が会員相互の理解を得ながら民主的な運営を実現していることをうかがうことができる。また、A区は市内にある町内会等の1つであることはすでに述べたとおりであり、補助対象事業者の要件を欠くものであるとまではいえず、当該事業が整備補助金の目的を逸脱したものではないことからも、本件補助金支出に係る判断において裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえない。

したがって、本件補助金支出に係る判断は妥当であり、本件補助金支出は 適正な予算の執行であるといえる。

また、請求人は、前市長が令和2年度A区役員となり、A区規約が不存在あるいは偽造された規約が添付されている事業概要書及び交付申請書を受理した行為は前市長の背任行為であると主張しているが、事業概要書及び交付申請書は前述のとおり区の総意としてA区長から提出されており、また、本件補助金支出が適正な予算の執行であることから背任行為にはあたらない。

以上のことから、本件補助金支出が違法・不当な公金の支出であるとの主 張は認められず、また、本件補助金支出が前市長の背任行為であるとの主張 も認められない。

#### 3 結論

本件請求のうち、本件補助金支出が違法・不当な公金の支出であるとする 請求人の主張については理由がないと認められ、また、本件補助金支出が前 市長の背任行為であるとする請求人の主張には理由がないと認められるの で、これらを棄却する。また、その余の請求については住民監査請求の対象 となる財務会計上の行為に当たらないため、これを却下する。

### 春日井市職員措置請求書

春日井市監査委員御中

令和4年5月18日

# 春日井市長〇〇〇〇に関する措置請求書

1	建士の冊	$\sqsubseteq$
1	請求の要	$\blacksquare$

○○○○市長は令和2年度のA区役員に立候補してA区役員となり 市民活動推進課 令和3年度区・町内会・自治会のしおり P. 9 コミュニティ 集会施設整備事業費補助金制度を利用 申請書を

令和2年8月31日付

春日井市長宛 A区長 〇〇〇〇

認印 ○○部長 ○○課長 ○○課長(補) ○○主査 外担当下記3名 令和3年4月15日付

春日井市長宛 A区長 〇〇〇〇

認印 ○○部長 ○○課長 ○○補佐 ○○主査

担当変わらず〇〇 〇〇 〇〇

A公民館新築事業費 補助金申請額として¥15,000,000─が申請受理された。 令和4年1月 A公民館が完成され申請額金 1,500 万円が春日井市からA 区に支払われた。

A公民館新築に関して補助金¥1500万円申請する為には添付書類として

- (1) A 区規約
- (2) A区の役員名簿(最新のもの)
- (3) A区の活動計画書 ~(4)…(16) その他市長が必要と認める書類、となっている。

その(1) A区規約は現在規約はありません。

○○○○市長も別添通り

令和3年12月10日 A区の規約に関することについて「承知しておりません」と回答している。

(2) A区の役員名簿 別添の通り

令和2年度A区会 役員名簿

○○○○ ○○○○ ○○一○○○○ と明記されている。

市民活動推進課 〇〇主査によれば添付書類 (1) A 区規約 (2) A 区役

員名簿(最新のもの)とA公民館の新築補助金を請求する為にはA区規約がなければ申請出来ないと宣言された。〔当方(私の)質問に対して〕

◎問題 現在A区では会則・規約は一切ありません。A区規約と提出され ○○○○市長は認めている。

### $\mathcal{F}O(1) - 2$

令和2年8月31日付 春日井市長宛 A区長 ○○○○ 令和3年4月15日付 春日井市長宛 A区長 ○○○○ A区規約 [添付書類参照] 上記2年同等の規約 このA区規約が規約と言えるか。 春日井市長宛に提出し春日井市は受理した故公文書だ。

令和3年度 区・町内会・自治会のしおり P.34 区・町内会・自治会を法人化するには 地方自治法 260条の2 見本集(参考)

提出されたA区規約は

知識が足りない両区長

それにしても春日井市長宛に提出した市民生活部市民活動推進課。部長 以下全担当者の認印がある。

この様に上記に明記したが ○○○○市長も令和2年度のA区役員であり、春日井市長○○○○だ。

この提出されたA区規約には

ない規約を批判しても仕方がないが条文を列記すれば

- (1)設定年・月・日がない
- (2) 事務所第3条 住所、郵便番号、電話がない
- (3) 第2章(区民)第5条

第2章 区民及び役員

本区の区民はA町、B町、C町に居住する区民とする B町には〇〇自治会、〇〇町内会 〇〇自治会がある。 令和3年度の役員には〇〇〇〇 〇〇〇〇 D町在住だ

(4) 第4章 会計

区費金額の明示がない。

以上列記すれば規約がないのを認めたのが○○○春日井市長

- ・以上 A区公民館補助金 1,500 万円の支出は春日井市の公金である。
- ・この事件は○○○○市長が令和2年度A区役員となり令和3年度の補助金

申請書を受理した。この行為は〇〇〇〇市長の背任事件です。

- ・その為 春日井市は〇〇〇〇市長の「退職金」で「1,500万円」を弁償金と して返済させて下さい
- ・この事件は○○○○市長の背任事件と思われます 背任事件ならば、裁判所 へ届出判断が必要と思われます。
- ・以上事実を証明する書面を参考添付致します。

### 2 請求者

住所 春日井市〇〇〇〇〇〇

令和4年5月18日 春日井市監査委員 御中

# 事実証明書(件名のみ記載)

- 1. 令和3年12月10日付○○○○市長からの回答
- 2. 令和3年11月29日付第75268号「お願いの件」内容証明
- 3. 2022年(令和4年) 5月18日(水)朝日新聞社会面からの抜粋記事
- 4. 令和2年度A区会 役員名簿
- 5. 令和3年度A区会 役員名簿
- 6. 令和3年度 区・町内会・自治会のしおり(抜粋)
- 7. 令和2年度A区定例総会議事録(R3.3.28記)
- 8. 令和2年8月31日付け集会施設整備事業費補助金事業概要書
- 9. 補助事業費収支予算書
- 10. 春日井市A区 規約
- 11. 令和2年度A区会 役員名簿(9~11は8の添付書類として)
- 12. A区民に回覧された令和2年度A区会 役員名簿
- 13. 令和3年4月15日付け集会施設整備事業費補助金交付申請書
- 14. 交付申請書添付書類一覧表
- 15. 令和3年度A区会 役員名簿
- 16. A区民に回覧された令和3年度A区会 役員名簿
- 17. 春日井市A区 規約(14、15、17は13の添付書類として)
- 18. 令和3年9月30日付第63843号「お願いの件」内容証明